

令和7年10月定例会

議案参考資料

久喜市教育委員会

資料目次

(議案第47号)

久喜市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会条例の一部改正に伴う新旧対照表（公布の日施行）	1
久喜市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会条例の一部改正に伴う新旧対照表（令和8年4月1日施行）	2

久喜市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会条例の一部改正に伴う新旧対照表(公布の日施行)

一部を改正する条例（案）	現行条例（旧）
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「特定教育・保育施設等」とは、次に掲げる施設又は事業所をいう。</p> <p>(1) · (2) 略</p> <p>(3) 法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業(同条第2号、第5号、第6号、第10号から第12号まで又は第14号に掲げるものに限る。)を行う施設</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(法第31条第1項の規定による市の確認を受けている園を除く。)</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「特定教育・保育施設等」とは、次に掲げる施設又は事業所をいう。</p> <p>(1) · (2) 略</p> <p>(3) 法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業(同条第2号、第5号、第6号、第10号から第12号まで <u>第10号から第12号まで</u>に掲げるものに限る。)を行う施設</p> <p>(4) 略</p>

久喜市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会条例の一部改正に伴う新旧対照表(令和8年4月1日施行)

一部を改正する条例（案）	現行条例（旧）
(定義) 第2条 この条例において「特定教育・保育施設等」とは、次に掲げる施設又は事業所をいう。 (1)～(5) 略 <u>(6) 法第54条の2第2項に規定する乳児等通園支援事業所</u>	(定義) 第2条 この条例において「特定教育・保育施設等」とは、次に掲げる施設又は事業所をいう。 (1)～(5) 略